

Press Release



平成29年3月2日(25)

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 御中
日本赤十字山梨県支部 地区・分区 御中

「東日本大震災義援金」の受付期間延長について ～平成30年3月31日まで～

平素より、赤十字活動にご協力を頂きお礼申し上げます。
標記について下記のとおりお知らせします。

日本赤十字社では、「東日本大震災義援金」の受付期間を平成30年3月31日まで1年間延長することを決定いたしました。

本年3月で発災より6年が経過いたしますが、未だ応急仮設住宅に暮らす被災者が多く、現在も多くの義援金が弊社あてに寄せられていること。また被災4県において募集している同義援金についても、同期間受付を延長することが決定しており、これに伴い日本赤十字社に対し受付期間延長の要望があったこと。

これらの状況を踏まえて、「東日本大震災義援金」の受付期間の延長を行うことといたしました。よろしくお取り計らいをお願いするとともに、引き続き皆様の温かいご支援をお願いいたします。

日本赤十字社山梨県支部では、引き続き以下のとおり受付いたします。

1 義援金名称

「東日本大震災義援金」(変更無し)

2 募集期間

平成30年3月31日(金)まで

3 送金対象

岩手県、宮城県、福島県、茨城県(変更無し)

4 受入窓口

○日本赤十字社山梨県支部(持参の場合) 甲府市池田1丁目6番1号
午前8時45分から午後5時15分まで 土、日、祝祭日を除く

Press Release



○ゆうちょ銀行

□座番号「00480-3-7777」

□座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料

○山梨中央銀行

下飯田支店 普通「80179」

□座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

○甲府信用金庫

本店 普通「0448543」

□座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

○山梨信用金庫

池田支店 普通「190196」

□座名義「日本赤十字社山梨県支部」

*手数料無料（本・支店窓口にて専用振込用紙使用のこと）

*金融機関の振込の場合は、通信欄または備考欄に「東日本大震災義援金」と明記して下さい。

*領収証発行を希望の場合は通信欄または備考欄に「領収書希望」と明記して下さい。

※なお、日本赤十字社にお寄せいただきました義援金は、手数料などいただくことなく全額が被災県に設置された「義援金配分委員会」を通じて、被災者に届けられております。

■ 本件に関するお問い合わせ先

山梨県甲府市池田 1-6-1

TEL 055-251-6711

日本赤十字社山梨県支部 総務課 佐藤

Mail no-sato@yamanashi.jrc.or.jp

※日本赤十字社の災害対応については本社ホームページをご覧ください。

→ <http://www.jrc.or.jp/>